

銃砲規制等の在り方に関する意見書

銃砲規制のあり方に関する懇談会
平成 20 年 7 月

目次

はじめに	1
全体を通じた検討の方向性について	2
第1 許可の要件と審査の在り方について（論点1～論点13）	3
第2 不適格者の発見と排除について（論点14～論点18）	26
第3 猟銃及び実包の保管管理・猟銃による事故等防止について （論点19～論点25）	33
第4 ナイフ規制の在り方について（論点26）	47
第5 その他	48
おわりに	49

はじめに

平成 19 年 12 月 14 日、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件(いわゆる佐世保事件)は、不特定多数人が集まるスポーツクラブという場所で猟銃が発射され、何ら落ち度のない被害者 2 名が尊い命を奪われ、かつ、子供を含む多数の方が被害を受けるという大変痛ましい事件であった。

この事件を受け、警察では、許可を受けた猟銃等とその所持者のすべてを対象とした「17 万人 / 30 万丁・総点検」を実施するとともに、幅広い観点から銃砲行政全般について見直しを行う「銃砲行政の総点検」を実施した。その結果は、平成 20 年 4 月 3 日、2 つの報告書として公表されたところである。

当「銃砲規制のあり方に関する懇談会」は、上記 2 つの報告書を踏まえつつ、昭和 55 年以降許可銃砲についての大きな改正がなかった銃刀法による銃砲規制について、あらゆる観点から検討を行うべく、関係団体等からのヒアリングを含め、別紙 2 のとおり 5 回にわたって集中的な議論を重ねてきた。

その間の 6 月 8 日、東京秋葉原で通り魔殺人事件が発生し、凶器として用いられたダガーナイフ等の殺傷能力が高く、かつ、社会的有用性の希薄な刃物に対する規制を求める声が高まった。当懇談会では、この問題についても議論した。

本意見書では、当懇談会における議論を踏まえ、今後の銃砲規制等の在り方について、その方向性についての提言を行うこととしたい。

全体を通じた検討の方向性について

当懇談会では、全体を通じた意見交換を行った結果、おおむね次の点について、委員間の共通認識が得られた。

- 1 銃砲は強い殺傷能力を持った危険な物品であることから、銃砲規制の在り方については、その特殊性を踏まえ、厳格化する方向で検討することが前提。
- 2 個別の問題を検討するに当たっては、銃に対する社会的ニーズと国民の安全・安心のバランスを図る必要があるが、基本的には、国民全体の安全・安心を追求することとし、規制による影響についても考慮しつつ検討すべき。
- 3 検討に際しては、国民の不安感にどう対応するかという視点も重要。

こうした共通認識に立ちつつ、銃砲規制の在り方全体を通じた意見として、次のようなものが出された。

現行の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)は、昭和55年の改正以降、許可銃砲に関する大規模な改正が行われていないので、現在の私たちの感覚からすれば足りない面もある。今回、将来に向けて日本が世界に誇り得るような安全な社会を守るための見直しを行うべきである。

銃を実際に使っている人と、日常生活で銃に触れる機会がない人との間には、大きな意識のギャップがある。今回の改正を契機に、社会的に共通のコンセンサスを育てていくことが必要ではないか。

民間の関係団体との連携も重要ではないか。

規制を強化するのであれば、不服申立の手續等国民の権利保障という観点についても配慮する必要がある。

第3回会合以降は、主として、警察庁が公表した「銃砲行政の総点検」報告書に示された論点を中心に検討を行った。そこで示された論点は、

- 1 許可の要件と審査の在り方に関するもの
- 2 不適格者の発見と排除に関するもの
- 3 猟銃及び実包の保管管理・猟銃による事故等防止に関するもの

の3グループに大別することができるので、おおむねグループごとに議論を行った。

また、東京秋葉原で発生した通り魔殺人事件の概要と当面の対応及び刃物規制の現状について説明を受け、刃物規制の在り方について議論を行った。

なお、関係団体からのヒアリング等において、主として銃砲スポーツの関係団体から出された要望に関する論点についても議論を行った。

第1 許可の要件と審査の在り方について

1 新たな欠格事由の追加

ストーカー及び配偶者暴力（論点1、2）

新しい欠格事由とすることが適当。

近隣トラブル等の関係者（論点3、4）

実態が多様であるため法律的な類型化は困難であるが、現行法を積極的に適用することが必要。

経済的破たん（論点5）

少なくとも破産手続開始決定を受けた段階では欠格事由とすることが適当。更に広く欠格事由とすることについては、法律的な認定が困難であることもあり、現行法の積極的な運用によって対処していくことが適当。

自殺のおそれのある者（論点6）

新しい欠格事由とすることが適当。

2 現行の欠格要件の拡充

過去に一定の違法行為を行った者（論点7）

現行は銃砲刀剣類等を使用した場合のみが欠格事由とされているが、銃砲刀剣類等を使用せずに一定の違法行為を行った場合であっても欠格事由とすることが適当。

取消処分を受けた後の欠格期間（論点8）

現行は5年間とされているが、これを10年間程度にまで延長することが適当。

前科要件（論点9）

現在銃刀法違反に係るものに限定されているが、すべての罪に係るものにするなど拡充することを検討すべき。

同居の親族（論点10）

現行では暴力団員であること等のみが欠格事由とされているが、対象とする事由の範囲を拡大することが適当。

現行法第5条第1項第11号の積極的な運用（論点11）

同号が抽象的規定であって具体的事案における認定判断が困難となっている面があることを考慮し、現場で使いやすい判断のガイドラインを示すことが有効。

3 所持許可及び更新等の審査

専門医の診断書（論点12）

可能な限り、専門医の診断を受けることを求める方向で検討すべき。一定の場合には、専門医の診断を求めることが適当。

多数の銃を所持する者（論点13）

所持丁数による一律の規制をすることは困難であるが、審査や検査を厳格に行うことによって危険性を防止することが必要。

論点 1

ストーカー行為を行ったことを欠格事由とする。

現行法上、ストーカー行為を行ったことは欠格事由とされていない。

傷害等の犯罪行為を伴う場合には欠格事由となり得るが、ストーカー行為は、しばしば、執拗な付きまといや嫌がらせ等刑罰法令に抵触しない行為から始まり、次第にエスカレートしていく傾向がある。被害予防の観点からは、具体的な傷害等の犯罪行為に至った段階ではすでに手遅れであり、できる限り早期の介入をすることが求められる。

ストーカー事案は、全国で1万3千件を超える（平成19年中）件数が認知されているが、猟銃所持者がストーカー行為に及んだ事例が報告されており、中には、その所持する猟銃を発砲して相手を負傷させた事案が現実には発生していることから、ストーカー行為者に猟銃を所持させることの危険性は明らかである。また、「17万人/30万丁・総点検」の期間中（平成19年12月15日～20年3月16日）、警察の指導により、ストーカー行為の関係者5人が許可証を自主返納している。

事例 31歳の猟銃所持者は、交際相手の女子高生にストーカー行為を繰り返し、待ち伏せして包丁で脅しながら再度の交際を迫ったが断られたことに逆上し、全身30数箇所を刺して殺害した。同男性は、8年前の平成4年にも、別の少女に対して待ち伏せし、少女が他の男性との交際を隠していたこと等をめぐって口論しているうちに逆上して、脅すつもりで持っていた包丁で胸や背中を刺し重傷を負わせた前科を有していた。

事例 58歳の猟銃所持者は、離婚した元妻宅付近で早朝待ち伏せをし、ごみ出しに出てきた元妻に刃物を突きつけ、車両で自らの勤務先まで連行して監禁し、同所から逃げ出した元妻や臨場した警察官に対して散弾銃を発砲して負傷させた。

事例 47歳の猟銃所持者は、元交際相手宅に押し掛けたり、名誉を害する内容のメールを送ったりするなどのつきまとい行為を行い、ストーカー規制法に基づく警告を受けたことから、自主返納するよう説得したが応じず、取消処分とした。

したがって、ストーカー行為を行ったことを欠格事由とすることが適当である。

これを欠格事由とする場合、一口にストーカー行為といってもその具体的態様はさまざまであるため、どこまで規制すべきかについては難しい面がある。

明確性の観点からは、公安委員会の禁止命令を要件とすることも考えられるが、それでは早期介入の要請に反する上、保護の範囲が狭きに失する。

したがって、危険性をより広く排除する観点から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 4 条の警告を受けた場合を要件とする方向で検討することが望ましい。また、罰則の対象とされている「ストーカー行為」¹（同法第 2 条第 2 項）を行った場合は、当然、欠格事由とすべきである。

この問題に関連して、委員から、ストーカー行為は恋愛感情等を充足する目的で行われることが要件とされているが（同法第 2 条）、例えば近隣トラブルのような他の目的からつきまとい等の行為が行われた場合も同じように危険であり、欠格事由とすべきではないかとの意見があった。

これに対しては、恋愛感情等を充足する目的以外の目的である場合、社会実態はあるものの法律上の枠組みと定義が欠けることから、独立した欠格事由とすることは困難ではないかとの意見があった。

この点については、独立した欠格事由とすることが困難であるとしても、ストーカー行為に類似する行為については、具体的事情に応じて、銃刀法第 5 条第 1 項第 11 号²を活用して積極的に排除する運用が望まれる。

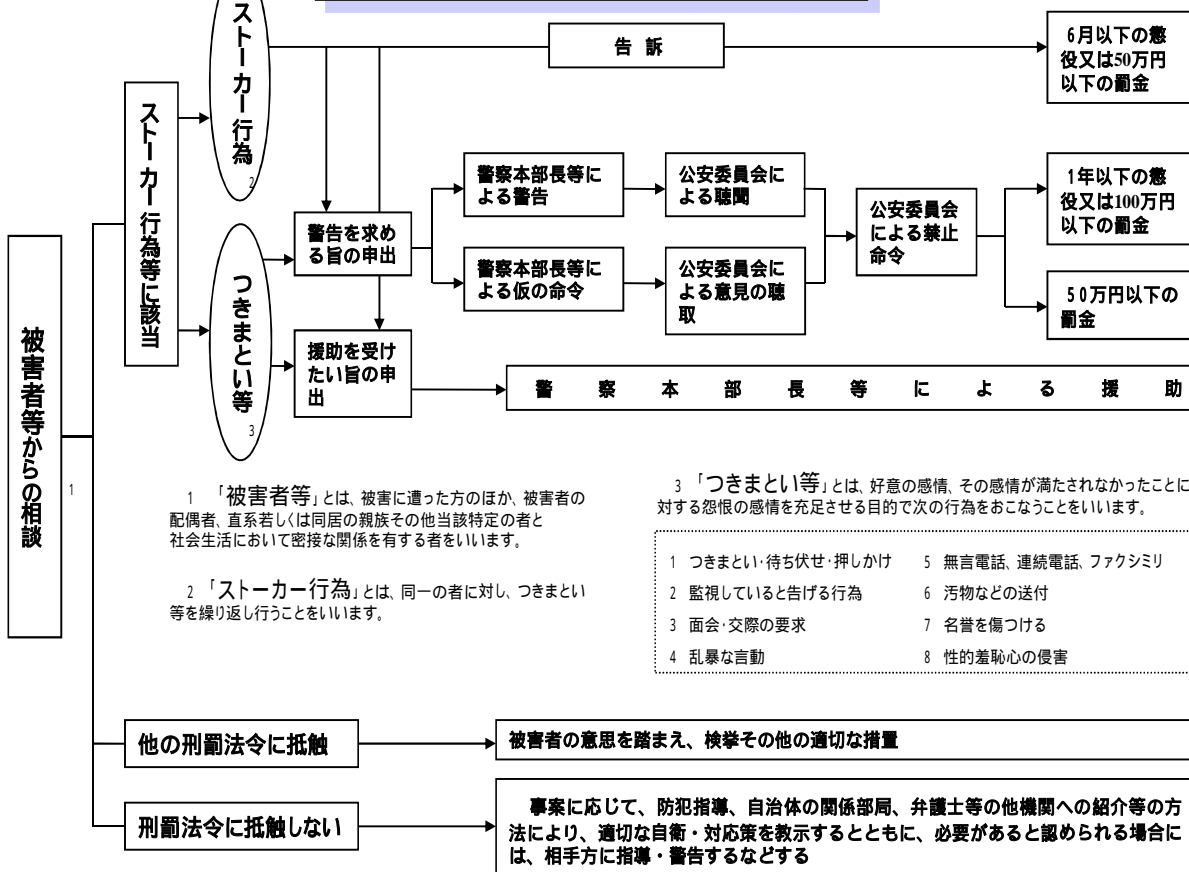
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
警告	1,169	1,221	1,133	1,375	1,384
仮の命令	0	0	1	0	0
禁止命令等	24	24	22	19	17
警察本部長等の援助	856	1,356	1,569	1,631	2,141
検挙	192	206	200	183	242
ストーカー行為罪	185	200	198	178	240
禁止命令等違反	7	6	2	5	2

出典）「ストーカー事案の対応状況について」（平成 20 年 3 月 13 日警察庁）

¹ 同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること。

² 「他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認めるとに足りる相当な理由がある者」を欠格事由とする規定。なお、論点 11 参照。

ストーカー事案の対応の流れ



1 「被害者等」とは、被害に遭った方のほか、被害者の配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいいます。

2 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を繰り返す行為をいいます。

3 「つきまとい等」とは、好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の行為をおこなうことをいいます。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 5 無言電話、連続電話、ファクシミリ |
| 2 監視していると告げる行為 | 6 汚物などの送付 |
| 3 面会・交際の要求 | 7 名誉を傷つける |
| 4 乱暴な言動 | 8 性的羞恥心の侵害 |

論点 2

配偶者に対する暴力行為を行ったことを欠格事由とする。

現行法上、配偶者に対する暴力行為を行ったことは欠格事由とされていない。

これについても、ストーカー行為と似た問題がある。すなわち、配偶者に対する暴力行為は潜在化しやすく、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートする性質があることから、一般的には、早い時期から積極的な介入をすることが求められる。

配偶者に対する暴力行為の認知件数は、全国で2万件を超えている（平成19年中）が、その中には猟銃所持者が配偶者に対する暴力を行った事例が報告されている。また、「17万人/30万丁・総点検」の期間中（平成19年12月15日～20年3月16日）、警察の指導により、配偶者に対する暴力行為の関係者13人が許可証を自主返納している。

事例 47歳の猟銃所持者は、平成11年ころから平成18年2月ころまでの間、妻に対し髪の毛を引っ張る、背中を蹴るなどの暴行を加え、一度は加療1週間の傷害を負わせていたとの事実が、妻が女性相談所で一時保護されたことから判明し、裁判所による保護命令も発せられたことから、銃刀法第5条第1項第11号に該当するとして取消処分とした。

したがって、配偶者に対する暴力行為を行った者についても欠格事由とすることが適当である。

欠格事由とする場合、要件の定め方が問題になる。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）は、ストーカーの場合と異なり、裁判所の保護命令を中心とした制度を設けている。

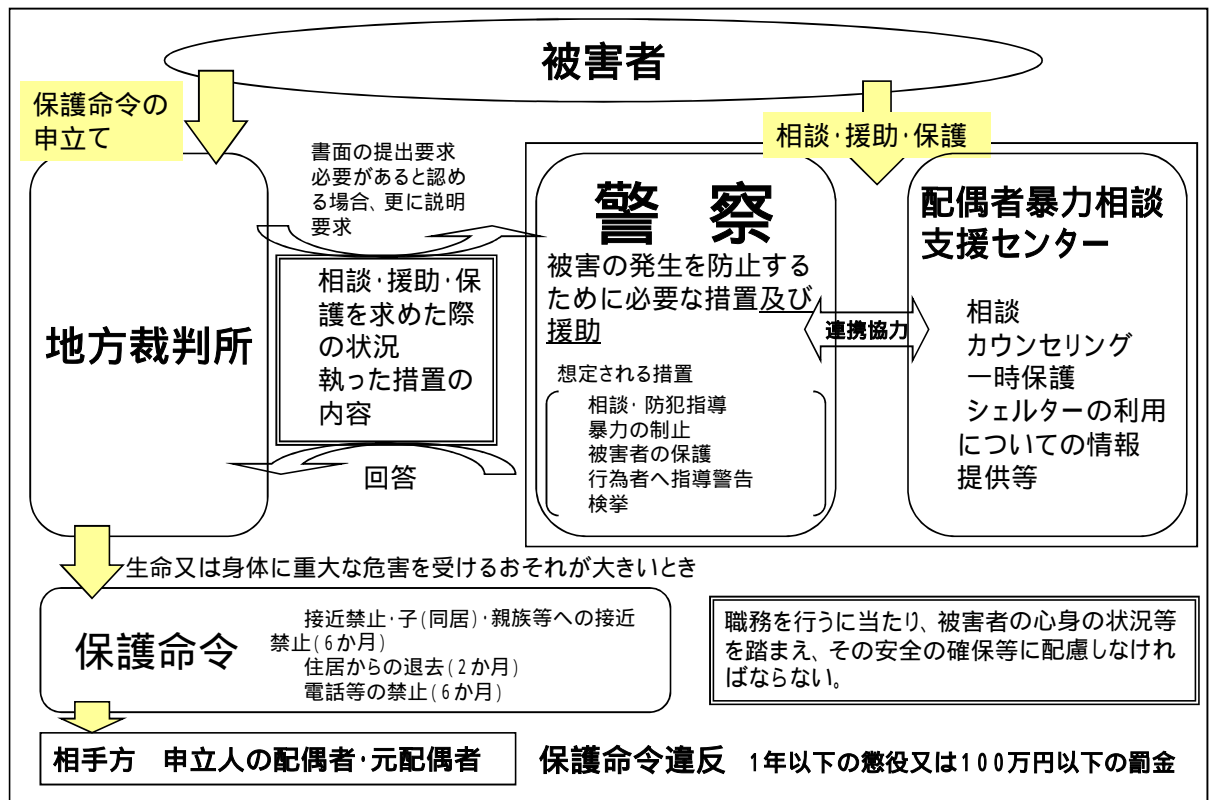
どこまで規制を厳格化するかについては難しい面があるが、客観的かつ明確な認定を行うためには、同法第10条の保護命令³を受けたことを要件とすることが適当である。

³ 被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務地その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと（6月間） 被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと（2月間）を命ずるものとする（配偶者暴力防止法第10条第1項）。 については子に関する命令もできる（同条第3項）。

(平成18年4月から12月まで)

総数	被害者に対する保護命令のみ発令されたもの			子への接近禁止命令が発令されたもの			却下	取下げ等
	禁止命令の双方	退去命令と接近のみ	退去命令のみ	命令と同時	退去命令・被害者への接近禁止	禁止命令と同時		
2,145	129	549	6	265	739	3	116	338

出典)「司法統計 民事・行政18年度」(http://www.courts.go.jp/)



論点 3

近隣トラブルを有する猟銃所持者に対する対応を規定することはできないか。

地域社会において、近隣住民とのトラブルが問題となる事案が増えてきている。

トラブルの相手が猟銃所持者であった場合、当事者となった住民は大きな不安を感じることになるであろう。また、実際にも、猟銃所持者が近隣トラブルの当事者となり、猟銃を使用した犯罪に至った事例が報告されている。

事例 60歳の男が、長期間にわたるトラブルがあった隣家の主婦を猟銃で射殺し、さらにその親族に重傷を負わせた上、猟銃で自殺した。

事例 67歳の男が、隣家の被害者等がしていた打ち上げ花火等の音に激昂し、花火を止めさせる目的で、散弾銃1丁にスラッグ弾3発を装てんして自宅から持ち出し、被害者に対し、「うるせえ」等と怒号しながら、被害者の体の左右脇に向けて2発発射した。

事例 55歳の男が、飲酒の上、不仲であった隣人宅に侵入し、居間で食事をしていた隣人3名に向かって散弾2発を発射し、隣人の妻を殺害し、長男に重傷を負わせた。

したがって、猟銃所持者が関係する近隣トラブルに対して、適切な対応を行うことは重要である。

では、実際にどのような対応を規定することができるか。

仮に、近隣トラブルを類型化して欠格事由とすることができれば一つの有効な対応となり得るであろう。しかしながら、一口に近隣トラブルといっても、その内容や態様はさまざまである。これを強いて類型化しようとするれば、極めて包括的・抽象的な条項とならざるを得ない。そうした条項に対しては、一方で、条文の明確性という観点から疑問があるとともに実際の適用が困難であり、他方で、現行の第5条第1項第11号に包摂されてしまうのではないかという疑問が生じる。

別の言い方をすれば、具体的ケースにおいて危険性を認定できる状況があれば、あえて新しい欠格事由を設けなくとも現行法によって排除することが可能であり、問題の本質は、具体的ケースにおいて、どのようにして十分な調査を行い、危険性を排除できるだけの資料を収集するかという点にある。また、国民の不安感という視点からも、警察が近隣トラブルの訴えを真摯に受け止め、組織的な対応を適切に行うことが重要である。

したがって、猟銃所持者が関係する近隣トラブルに対しては、十分な調査を行うとともに住民からの訴えを警察が受け止めるための制度を整備することを検討すべきである。

論点 4

ストーカー、配偶者暴力以外に欠格事由とすべき行為類型はないか。

近年、ストーカーや配偶者暴力以外にも、児童虐待行為や高齢者虐待行為が社会問題となっており、これらを規制する法律も新たに制定されている。

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条の定義する「児童虐待」には、保護者がその監護する児童について行う一定の暴行が含まれており、家族への攻撃性をはらむ点で配偶者暴力と共通する面があるのではないかと考えられる。

また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条の定義する「高齢者虐待」には、養護者がその養護する高齢者について行う一定の暴行が含まれており、家族等への攻撃性をはらむ点でやはり配偶者暴力と共通する面があるのではないかと考えられる。

そこで、これらの行為を欠格事由とすべきではないかが問題となるが、児童虐待行為、高齢者虐待行為については、これまでのところ、実際に猟銃を使用した問題事例が把握されていないことから、直ちに規制を行うべき状況にはないと考えられる。

したがって、児童虐待行為、高齢者虐待行為等については、立法事実の観点から、新たな欠格事由とすることは見送ることとし、今後の推移を見守ることが適当である。

ただし、具体的事情により危険性が明らかとなった場合には、銃刀法第 5 条第 1 項第 11 号を活用し、積極的に排除していくべきである。

論点5

経済的に破たんしていることを欠格事由とすることについて検討する。

現行法上、経済的な破たん状態にあることは欠格事由とされていない。

過去の事件例を見ると、例えば、経済的困窮から猟銃を使用して強盗を行った事例、多額の負債を抱えて失踪した猟銃所持者が猟銃を違法に譲渡した事例、自己破産した元猟銃所持者が散弾実包を処分しないまま所在不明となった事案、猟銃所持者が多額の借金を苦にして自殺した事案などが報告されており、経済的破たん状態に影響された事件が現実には発生している。

そこで、経済的に破たんしていることを欠格事由とすることについて、十分な検討を行う必要があるが、他方、そうした事件は、全体から見るとごく一部であり、多額の債務を負っている者等が一概に危険であるとまでいうことは困難ではないかと思われる。また、経済的な困窮や破たん状態といってもさまざまな場合があり、客観的にどこかで線を引くことも困難な問題である。

したがって、最も確実な基準という観点から、破産手続開始の決定⁴を受けて復権を得ない者について、欠格事由とすることが適当である。

この点について、委員からは、破産手続開始の決定から復権を得るまでは2か月から3か月程度と短いのが通例であるので、裁判所との連絡に配慮しないと不許可又は取消しとすべきものを見逃す可能性があることに留意すべきとの意見があった。

破産新受事件数

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
自 然 人	214,996	242,849	211,860	184,923	166,339

出典)「司法統計 民事・行政」(<http://www.courts.go.jp/>)

その他、経済的破たんに関しては、委員から、破産手続開始決定を基準とするのは確かに明確であるが、実際には、弁護士を選任するなどして破産手続に入ることができるのは良い方で、そこまで至らない者の方がむしろ不安定で危ないという面があるとの意見があった。

仮に、さらに基準を拡大するとすれば、例えば、破産手続開始決定を受ける前である

⁴ 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、破産法第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で破産手続を開始する(同法第15条第1項)。

ここで「支払不能」とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」にあることをいう(同法第2条第11項)。通常、一時的に資金繰りが行き詰まって弁済できないような状態や、債務があっても本人の資産・収入や信用、さらには第三者からの資金提供等によって弁済可能であるような状態は、これに含まれない。

がすでに支払不能の状態にあることや、いわゆる多重債務状態⁵にあることを基準とすることなどが考えられる。

しかしながら、現在、消費者金融の利用者は約 1,400 万人、そのうち多重債務状態に陥っている者は 200 万人から 300 万人などと言われており、これだけ多数の者がいるなかで自殺や犯罪等に走る者はごく一部であるから、多重債務状態等の要件のみで一律に欠格事由とすることに対しては、正当化が困難という側面がある。

この点について、さらに踏み込んだ規制を求める立場から、どの程度まで危険性があれば行政的な規制が許容されるかについて、実証研究がなければ規制できないわけではなく、国民の納得・コンセンサスが得られるかどうかの問題だという指摘がなされた。

また、別の委員からは、銃刀法を含めた許可制度においては、一般に、危険性が具体的に立証されない限り規制はできないという発想があるが、およそ銃という危険物については、経済的破たんの論点に限らず、一般論として、その特殊性から講学上の特許⁶に近い発想を取ることとすれば、所持者の側で安全性を具体的に立証できない限りは不許可となる、という仕組みを取ることも不可能ではないという指摘がなされた。

さらに、別の委員からは、現在の危険性が立証できなければ規制できないという考え方は理解できるが、国民の安全安心という観点からは、未然防止に重点を置くべきであるとの意見が出された。

特許的制度に転換するという方向も一つの考え方であるが、現行法制の根幹に関わる問題であり、多角的な検討を要することから、今回の改正においてこれを実現することは難しいであろう。ただし、運用面において、特許制に近付ける方向で厳格な運用をすることは可能であり、そのような配慮が必要である。

そうした配慮の一環として、多重債務を含む経済的破たん状態にある者については、具体的事情に応じて排除することができる銃刀法第 5 条第 1 項第 11 号を活用する運用が求められる。後に別途検討するように、同号については条文が抽象的であるために適用が難しいという課題があることから、その運用の指針等を作成し、その中で経済的破たん状態等についての同号適用の考え方を示すことによって、現場レベルで未然防止に重点を置いた適正な判断が行われるようにすることについて検討すべきである。

⁵ 法律上明確に定義された概念ではないが、一般には、消費者金融やクレジットの無計画な利用によって多額の借金を負い、返済不能に追い込まれているような状態を意味している。貸金業法は、貸金業者による借り手の返済能力を超えた貸付けを禁止しており、その基準として、総借入残高が年収の 3 分の 1 を超えること等の要件を規定していることが参考になる。

⁶ 講学上の「許可」とは、法令による特定の行為の一般的禁止を公の機関が特定の場合に解除することであるのに対し、講学上の「特許」とは、公の機関が国民が一般的には取得し得ない特別の能力又は権利を設定する行為のことをいうものとされる。銃刀法上の所持許可は、講学上の「許可」とであると解されている。

論点 6

自殺のおそれがあることを欠格事由とすることを検討する。

現行法上、自殺のおそれがあることは欠格事由とされていない。

しかし、猟銃が自殺に使用された場合、それ自体が銃砲の危険な使用行為であることに加え、その後に銃が遺留されるなどの問題点がある。

実際にも、猟銃を使用した自殺は毎年 20 数件発生している。

許可所持者による猟銃使用自殺の件数

	平成17年	平成18年	平成19年
自殺	25	22	22

警察庁調査による。

事例 猟銃所持者が、自宅アパートの階段の踊り場で猟銃を使用して自殺した。この者は、仕事がうまくいかず借金もあったことから、日ごろから周囲に「死にたい」と漏らしていた。

事例 猟銃所持者が、自己所有の車両内で猟銃を使用して自殺したが、家族の話によると、多額の借金を苦しめての自殺であろうとのことであった。

事例 うつ病を発症して休職中の男が、同居の父親が所持する猟銃を持ち出し、心臓部を撃ち抜いて自殺した。

したがって、自殺のおそれがある者であることを欠格事由とすることが適当である。

これを欠格事由とする場合、自殺のおそれの認定は困難ではないかという問題がある。確かに、自殺の原因・動機等は多様であるから、認定が困難なケースがあることは否定できない。

ただし、具体的な自殺企図に係る言動が家族や医師の証言によって認定できるようなケースもあり得るので、認定が不可能とまでは言えないであろう。認定方法については、自殺を企図したことがあるなどできる限り客観的かつ明確な根拠に基づき認定ができるよう、十分に検討すべきである。

論点7

銃砲刀剣類等を使用しなくても一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行ったことを欠格事由とする。

現行法上、「銃砲刀剣類等を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪で政令で定めるものに当たる違法な行為をして10年を経過していないこと」が欠格事由とされている。

銃刀法第5条の2第2項

都道府県公安委員会は、第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 銃砲、刀剣類、第21条の3第1項に規定する準空気銃又は第22条に規定する刃物(第24条の2において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者

しかし、過去に一定の違法行為を行った者については、凶器の如何を問わず、およそ猟銃を所持させることは危険なのではないか。

実際にも、かつて銃砲刀剣類等を使用せず手拳による傷害罪を犯したことがある者が、その後に猟銃の所持許可を受け、居酒屋でトラブルとなった男に向けて猟銃を発射し、頭部に命中させて殺害したという事案が報告されている。

この種の事案を防止するためには、凶器として銃砲刀剣類等を使用したか否かに関わらず、一定の違法行為を行った者を排除できるようにする必要がある。

したがって、銃砲刀剣類等を使用しなくても、一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行った場合には、欠格事由とすることが適当である。

なお、犯罪統計によれば、主な罪種のうち銃砲・刀剣類等が供用されたものの割合は下表のとおりであり、上記欠格事由の見直しによって新たに排除されることになる部分は少なくないと考えられる。

罪種別・犯罪供用物別の犯罪認知件数（平成 18 年中）

	総数（件）	銃砲等を使用(件・%)	刀剣類等を使用(件・%)
殺人	1,309	23	1.8
強盗	5,108	111	2.2
放火	1,759	0	0
強姦	1,948	2	0.1
傷害	33,987	13	0.0
恐喝	8,636	12	0.1

出典）「犯罪統計書」（警察庁）

この点に関連して、委員から、凶器の要件を外してしまうと、現在政令で規定されている罪（次頁表参照）の中に、銃砲刀剣類等を使用しない場合にはそれほどの危険性があるとは考えられないものが出てくるのではないかとの指摘があった。

これに対しては、別の委員から、その場合に現在の規制よりも緩くなってしまうのは不適當なので、少なくとも現行規制は維持しつつ、さらに加えて何を規制するかという視点から、特定の罪については銃砲刀剣類等を使用しないで行った場合にも欠格事由とする二本立ての規制も考えられるのではないかとの意見があった。

今後、政令で罪種を指定する場合には、上記意見を踏まえた精査が必要である。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の5(政令で定める罪)一覧

1. 刑法	内乱		25. 人質による強要行為等の処罰に関する法律		
	外患援助			26. 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	第9条第1項又は第3項(同条第2項の未遂罪に係る部分に限る。)
	外患援助の罪に関する未遂				27. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律
	公務執行妨害及び職務強要			28. サリン等による人身被害の防止に関する法律	
	加重逃走				29. 保険業法
	被拘禁者奪取			30. 金融機関等の更生手続の特例等する法律	第555条
	逃走援助				31. スポーツ振興投票の実施等に関する法律
	看守者等による逃走援助			32. 資産の流動化に関する法律	
	逃走の罪の未遂				33. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
	騒乱			34. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	
	強制わいせつ				35. 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益規制等に関する法律
	強姦				
	集団強姦			36. 民事再生法	第6条(第1項第1号に係る部分)
	わいせつ及び姦淫の罪の未遂				第7条(第1項第3号に係る部分)
	強制わいせつ等致死傷			37. 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	第260条
	特別公務員職権濫用				第263条
	特別公務員暴行陵虐			38. 会社更生法	第271条
	特別公務員職権濫用等致死傷				39. 市町村の合併の特例等に関する法律
	殺人			40. 破産法	
	自殺関与及び同意殺人				41. 会社法
	殺人の罪の未遂			第275条	
	傷害			42. 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第970条第4項
	傷害致死				第3条第1項又は第3項
	逮捕及び監禁			4. 国税犯則取締法	第22条第2項
	逮捕等致死傷				5. 暴力行為等処罰に関する法律
	強要			第1条の2	
	未成年者略取及び誘拐			第1条の3	
	営利目的等略取及び誘拐			6. 盗犯等の防止及び処分に関する法律	第2条
	身の代金目的略取等				第3条
	所在国外移送目的略取及び誘拐			第4条	
人身売買		7. 労働基準法	第117条		
被略取者等所在国外移送			8. 地方自治法	第74条の4第1項、第2項	
被略取者引渡し等		9. 国家公務員法		第110条第1項第8号	
略取、誘拐及び人身売買の罪の未遂			10. 最高裁判所裁判官国民審査法	第46条	
威力業務妨害		11. 職業安定法		第63条第1号	
強盗			12. 金融商品取引法	第197条第1項第5号(第158条に係る部分に限る。)	
事後強盗		第198条の3(第38条の2第1号(同法第66条の15で準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)			
強盗致死傷		13. 船員職業安定法	第111条第1号		
強盗強姦及び同致死			14. 競馬法	第32条の5	
強盗の罪の未遂		15. 自転車競技法		第64条	
恐喝			16. 公職選挙法	第225条	
恐喝の罪の未遂		第229条			
2. 爆発物取締罰則	第1条	17. 小型自動車競走法	第69条		
	第2条		18. 地方税法	第21条第2項	
	第3条			19. 商品取引所法	第356条第1号
3. 決闘罪に関する件	第2条	20. 投資信託及び投資法人に関する法律	第236条第4項		
	第3条		21. モーターボート競走法	第76条	
		22. 売春防止法		第7条第2項又は第3項(同条第1項の未遂罪に係る部分を除く。)	
	23. 航空機の強取等の処罰に関する法律		第1条		
			第2条		
		第4条			
		第3条			

論点 8

所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間を延長する。

現行法上、所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間は5年間とされている。

銃刀法第5条第1項

都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～五 (略)

六 第11条の規定により許可を取り消された日から起算して5年を経過していない者(略)

七～十一 (略)

しかし、かつて猟銃の所持許可取消処分を受けた者が、その後、金銭トラブルから猟銃を発射して傷害を負わせた事件が報告されている。この事案では、取消処分が犯行の約9年前であったため、欠格期間に該当せず許可がなされてしまっていたものであり、こうした事案を防止するためには欠格期間を延長する必要がある。

また、猟銃は、一般に所持が認められている物品のうちでは最も危険性が高いものであるから、他の法令との比較において、銃刀法には最も厳しい欠格事由が定められていて然るべきと考えられる。そうした観点からは、最近改正された道路交通法では、取消処分後の欠格期間を10年間としていることが参考になる。

したがって、所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間は、少なくとも10年程度にまで延長することが適当である。

この点については、委員から、改正道路交通法は、取消事由となった違反の内容に応じて欠格期間に段階的な差を設けているから、銃刀法においてもきめ細かな検討を行うべきであるとの意見があった。

具体的な制度設計に当たっては、きめ細かな検討をすることが必要である。

論点 9

前科要件を拡充する必要はないか。

現行法上、欠格事由のうち前科に係るものは、銃刀法違反で罰金以上の刑に係るもの又は銃砲刀剣類等を使用して政令で定める凶悪な罪を犯したことによる罰金以上の刑に係るものに限定されている。

しかし、他の法令で定める許可・資格等の中には、当該許可・資格等に係る法令違反や関係法令違反に係る前科のみならず、「すべての罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること」や「特定の法令違反に係る罪について罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること」を欠格事由とする点で、銃刀法より厳格なものがある。

銃刀法第5条第1項

都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～七 (略)

八 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4から第3条の13までの規定に違反して又は第31条の12、第31条の13、第31条の15、第31条の17、第31条の18第1号若しくは第32条第1号の罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないもの

九 次条第2項第2号に規定する行為をして罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないもの(前号に該当する者を除く。)

十・十一 (略)

すでに検討したとおり、猟銃は、一般に所持が認められている物品のうちで最も危険性が高いものの一つであるから、他の法令との比較において、銃刀法は最も厳しい欠格事由が定められていて然るべきと考えられる。

したがって、前科要件については、「すべての罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること」や「特定の法令違反に係る罪について罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること」についても欠格事由とすることを検討すべきである。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

（絶対的欠格事由）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

一・二 （略）

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六 （略）

古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）

（許可の基準）

第 4 条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 （略）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第 31 条に規定する罪若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 247 条、第 254 条若しくは第 256 条第 2 項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三～八 （略）

論点 10

同居の親族に係る欠格事由を拡充する必要はないか。

現行法上、同居の親族が銃刀法第 5 条第 1 項第 10 号（暴力団等）及び第 11 号（公共安全を害するおそれ等）に該当する場合には許可をしないことができるが、それ以外の場合は欠格事由となっていない。

銃刀法第 5 条第 3 項

都道府県公安委員会は、第 4 条の規定による許可を受けようとする者に第 1 項第 10 号又は第 11 号に該当する同居の親族（配偶者については、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第 8 条第 7 項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。

しかしながら、同居の親族が精神障害等であった場合の問題事例が報告されており、上記以外の場合についても欠格事由とすべき場合があると考えられる。

事例 うつ病を発症して休職中の男が、同居の父親が所持する猟銃を持ち出し、心臓部を撃ち抜いて自殺した。

したがって、同居の親族に精神障害・薬物中毒等がある場合において、その同居の親族が許可の申請に係る銃砲を使用して生命若しくは身体又は公共安全を害するおそれがあると認められる者であるときに許可をしないことができるようにすることが適当である。

なお、近年は家族形態の多様化等が進んでいることから、親族以外の者が同居する場合が増えているのではないかとと思われる。

この点については、委員から、親族以外の同居人についても、一定の事由に該当する場合は許可をしないことができるようにするべきだとの意見が出された。

これに対しては、別の委員から、親族以外の同居人については、どこまで含めるかの限界があいまいであるとの指摘がなされた。

親族以外の同居人を対象とすることについては、限界が不明確になりかねないことを考慮し、改正の必要性については慎重に検討すべきである。

さらに、委員から、この場合は本人には帰責性がないことに配慮する必要がある、銃の保管委託をさせるなど、基本的には銃の管理を厳格にすることで対処すべき問題ではないかとの指摘がなされた。

本項による不許可は裁量的であるから、運用に当たっては、管理方法の厳格化等によって危険性を除去できる場合にはそうした措置を講じるなど、帰責性のない本人に過度の不利益を課すことがないように配慮すべきである。

論点 11

許可要件への該当性判断に係る指針等を示すことについても検討する。

銃刀法第5条第1項第11号は、「他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」であることを欠格事由としている。

これは「公安条項」とも呼ばれ、銃砲又は刀剣類を所持させることが他人の生命、身体、財産や公共安全に対する脅威を与えるであろうことについて相当の理由がある者を、危害予防の見地から排除する趣旨の規定である。

銃刀法第5条第1項

都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～十（略）

十一 他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

同号は抽象的な表現を採用しており、適用に当たって裁量の幅があることから、実際にどのような場合を排除することができるかについて判断が困難な面がある。警察庁が行った都道府県警察のヒアリングにおいても、本号の該当性判断について指針等を示してほしいとの要望が出されていたとのことである。

もし、適用判断が困難であることを理由として、現場において本号の適用を躊躇する事態が生じるとすれば問題である。国民の安全安心を守るという観点からは、警察庁において、欠格事由の見直しや具体的事例の分析を踏まえて都道府県警察の担当者が使いやすい指針等を作成し、全国に示すことが必要である。

また、特に、恋愛感情等を充足する目的以外の目的（例えば近隣トラブル）からつきまとい等の行為をする者、多重債務等の経済的破たん状態にある者、職場の人間関係になじめずトラブルを起こし、職を転々とするなど社会的に不適合であることが推認される者、動物に危害を加えることに特殊な執着を持っている者等、欠格事由にするだけの類型性はないが通常よりもリスクが高いと考えられる類型の者については、通常よりも手厚い調査を行って慎重に判断する手法を採用することについても検討すべきである。

本号の運用に当たっては、国民が不安を感じるような事案については十分な調査を行い、具体的事情によって危険性が認定できる場合には積極的に本号を適用していく姿勢を持つことが望ましい。

論点 12

可能な限り専門医による診断を促進していく。

必要な場合には専門医の診断によってこれらの欠格事由に該当しないことを確認する。

必要な場合には、警察が猟銃所持者に対し、専門医の診断を受けることを命ずることができるようにする。

現行制度上、都道府県公安委員会は、許可及び更新の申請の際、その申請書に添付された医師の診断書により一定の欠格事由に該当しないことを確認することとされている（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「規則」という。）別表第1の備考2）。しかし、診断書を作成する医師については何らの限定もないため、実際に添付された診断書のうち約98%は、精神科等以外の医師によるものとなっている。

精神科等の医師であれば、精神疾患に係る診断について、他の医師よりも慎重な診断が行われることが期待できるので、不適格者を的確に排除するためには、できる限り専門医の診断を受けるようにすることが望ましい。

したがって、可能な限り専門医の診断書を求める方向で検討すべきである。

これに関し、委員から、全員が専門医の診察を受けるようにすべきとの意見が出されたが、この点については、専門医（ここでは精神科医と神経科医）の地理的分布が偏っており、専門医がいない市町村も相当数あることから、一律の規制は難しいのではないかとこの意見もある一方、全国的に精神保健医療体制が構築されているので、専門医の診察を受けることがそれほど困難という状況ではないとの意見があった。

今後、地理的分布について、精神保健医療体制の構築状況等を精査することとし、当面、基本的には専門医の診断書を求める方向で検討すべきである。

専門医の分布状況

精神科医・神経科医の数	市町村の数（％）
0	873 (47.4)
1	97 (5.3)
2	104 (5.6)
3	58 (3.1)
4	57 (3.1)
5～9	187 (10.2)
10～	464 (25.2)
総 数	1,840

（平成18年12月31日現在）

出典）「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

次に、許可申請者又は許可を受けている者が精神障害等の欠格事由に該当する疑いがある場合について、専門医の診断を命じる措置を執ることについて、現行法上はそのような制度がない。

しかし、実際には、専門医の診断を受けさせることができれば、より迅速かつ適切に不適格者を排除できたのではないかとと思われる事例が報告されている。

事例 許可審査の際の調査で、「精神的に不安定である。」との風評があったものの、通院歴等の事実が認められず許可した。その後、この猟銃所持者が、交通物損事故を起こして医師の診断を受けたことで、うつ病であることが判明した。

事例 男から意味不明な内容の 110 番通報があり、警察署において確認したところ、この男が猟銃所持者で、精神障害等の疑いにより入院中であることが判明した。

事例 付近住民からの情報提供により、猟銃所持者が、特定の隣人に対して一方的な言い掛かりを付けるなどの被害妄想的症状を呈していることが判明した。

したがって、必要な場合には、欠格事由該当性を判断するため、専門医の診断を受けることを求めることができるようにすることが適当である。

この点については、委員から、道路交通法の運用面で診断書が求められる場合があるが、その際の精神医学的な診断手法については、警察庁と精神医学界が協力して検討してきたものがあるので、銃刀法の運用でもそれを参考にしてはどうかとの意見が出された。

今後の検討に当たって参考にすべきである。

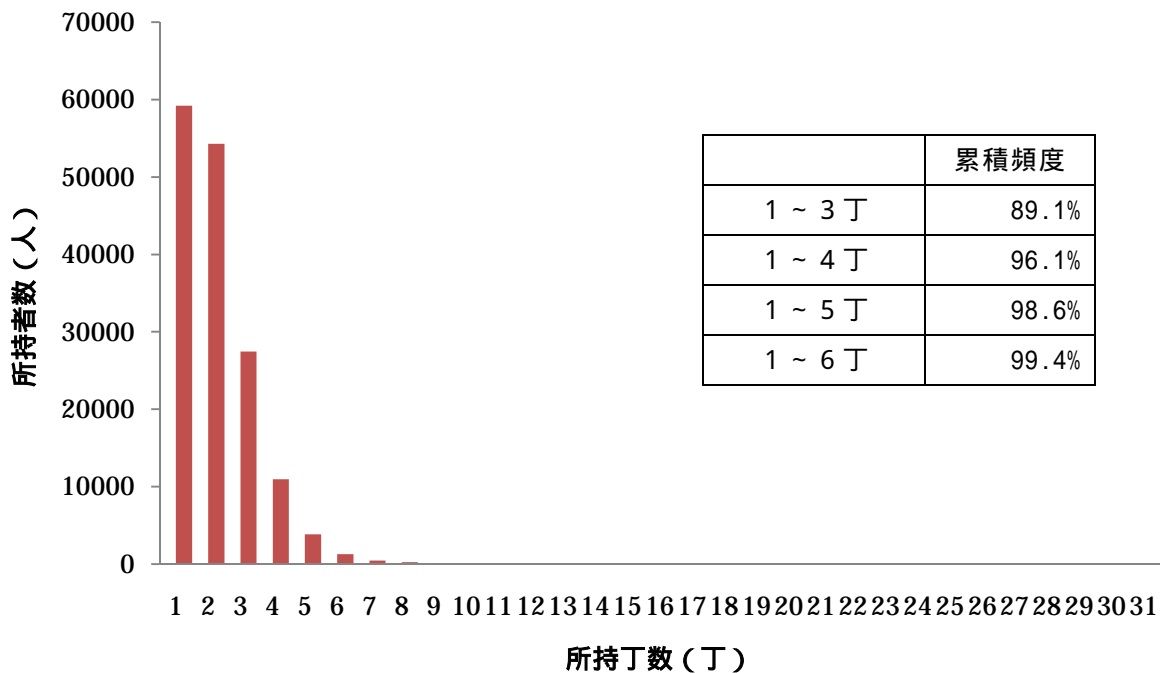
論点 13

複数の猟銃を所持する場合に、許可の審査や手続を更に厳格にすることはできるか。

現行法上、多数の猟銃を所持すること自体を制限する規制はない。

しかし、多数の銃を所持する場合には、個々の銃の管理がおろそかになったり、実際には使われない銃（いわゆる眠り銃⁷）が存在するおそれが高くなるなどの問題が考えられる。

まず、多数の銃を所持すること自体を制限することの当否であるが、警察庁の調査によれば、複数銃の所持の状況は次のようになっている。



多数銃所持者の状況

所持丁数(丁)	7	8	9	10	11	12	13	14	15
人数(人)	464	266	108	60	29	16	4	10	5

所持丁数(丁)	16	19	20	21	22	23	29	31
人数(人)	6	2	1	1	1	2	1	1

警察庁調査による（平成 20 年 5 月。空気銃の所持者を含む。）。

6丁までの所持者が全体の99.4%を占めており、それ以上に多数の銃を所持する者はごく一部であることが分かる。その中でも特に多数と思われる19丁以上の猟銃等所持者は全国で9名いるが、うち4名は高校教諭で、射撃部の指導に用いる空気銃を所持しているものである。

⁷ 都道府県公安委員会は、第4条第1項第1号の規定による許可を受けた者が引き続き3年以上当該許可に係る猟銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことができる（法第11条第5項）。

したがって、多数の銃を所持すること自体については、やむを得ない場合もあることから、丁数によって一律的な規制をすることは困難である。

この点については、委員から、仮に講学上の特許的発想に転換するのであれば、複数の猟銃を所持しようとする場合には、申請者の側で所持する理由を説得的に説明できなければ許可をしない、という考え方もできるのではないかとの指摘があった。

すでに述べたように、これは現行法制の根幹に関わる問題であり、多角的な検討を要することから、今回の改正で実現することは難しいであろう。ただし、運用面における配慮は必要である。

次に、銃の保管や使用における問題の可能性である。

これについては、多数の銃を所持する場合には、個々の銃の保管や使用に問題が生じる可能性があるため、許可の審査や検査等の手続きを厳格に行うよう努めるべきであるとの意見があった。

複数銃の所持許可申請については、現行制度の運用上、所持の必要性や管理の適正等について厳格に審査するよう努めるべきである。

また、多数の銃を保管する場合の保管基準をより厳格にすることについても検討するべきである。

第2 不適格者の発見と排除について

1 警察による調査等

医師等に対する照会（論点 14）

個人情報保護等を理由に回答を拒否される事例が散見されるため、公安委員会が関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨の規定を置くことが適当。

近隣住民等に対する調査（論点 15）

都道府県警察によって異なる運用がなされている面があるので、その統一を図るため、警察庁において方針を示すことが適当。

高齢者の認知機能検査（論点 16）

猟銃所持者の高齢化が進んでいるため、一定年齢以上の者に対し、何らかの方法で認知機能に関する検査を受けさせることが適当。

2 発見した不適格者と銃の分離（論点 17）

取消事由が発生したと認定できる前の段階であっても、一定の場合には、必要に応じて、一定の期間、銃砲刀剣類の提出を命じて仮領置することができるようにすることが適当。

3 地域住民から警察への申出制度（論点 18）

都道府県公安委員会が住民からの申出を受け止め、適切に措置できるための制度を整備することが適当。

論点 14

都道府県公安委員会が調査を実効的に行うことができる法的根拠を整備する。

猟銃の所持許可や更新の申請があった場合、警察では、欠格事由該当性を判断するため、本人に対する調査のほか、家族や近隣住民等への調査を行っている。特に、アルコール中毒や精神障害等に関する調査を行う上では、医師・病院に対する照会を行うことが必要な場合があるが、個人情報の保護や医師の守秘義務を理由に回答を拒否される場合が散見される。

事例 猟銃所持者の同居の親族がうつ病であることが疑われたので、病院に病歴を照会したところ、「捜査関係事項照会書と本人の情報開示に対する同意書が必要だ。」と拒否された。

事例 猟銃所持者の親族から、猟銃所持者がアルコール中毒のため通院しているとの情報提供があったことから、病院に病名等を照会したところ、「個人情報保護法により、個人の病名等を教えることはできない。」と拒否された。

個人情報保護法上の解釈を明確にし、また、医師の守秘義務を解除するには、都道府県公安委員会が関係者に照会して報告を求める根拠規定を置くことが必要である。

したがって、都道府県公安委員会が必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨の規定を置くことが適当である。

論点 15

調査方法、手続等の斉一化を図る。

所持許可や更新の申請があった場合、警察では家族や近隣住民等に対する調査を行うが、その際、猟銃の所持許可申請等に伴う調査であることや許可申請者等の氏名を告げて調査するかどうかについては、これまで、都道府県警察によって異なる運用がなされている。

告げることに消極的な運用は、個人情報保護に配慮したものであろうと思われるが、銃刀法を適用するために必要な調査の際に猟銃所持者や許可申請者の氏名を明らかにすることは、個人情報の収集目的の範囲内での利用であり、特段の問題はないと考えられる。

ただし、銃の所在を明らかにすることにもなるから、盗難等のおそれを配慮すると、個々の調査で必要となる範囲を超えて一律に情報提供することには問題があり、実際に告げるかどうかはケースバイケースの判断とすべきである。

したがって、必要に応じて調査の際に猟銃所持者等の氏名等を告げることは差し支えない旨、警察庁から都道府県警察に対して示すことを検討すべきである。

なお、その場合、所持者や許可申請者に対しては、あらかじめ、その氏名等を必要に応じて明らかにすることがある旨を告げておくことが望ましい。

この点については、委員から、トラブルの当事者が警察に相談した際、相手方が銃の所持者なのかどうかといった質問にも回答してほしいとの意見があった。

また、別の委員から、米国のように、許可台帳等を自由に閲覧できるようにするという考え方もあるのではないかと指摘があった。

これに対しては、上記のように盗難等を誘発するおそれもあるので、慎重に検討すべきである。

調査方法、手続等については、この他にも、調査の対象範囲をどこまで広げて行うか（例えば、家族、近隣住民、勤務先、過去の勤務先等）、どのような項目（調査上の着眼点）について調査を行うかについて、都道府県警察によって異なる運用がなされている。

これらの点についても、警察庁において標準的なやり方を検討し、それを都道府県警察に対して示すことを検討すべきである。

論点 16

高齢者に対しては更新時等の機会を捉えて認知機能に関する検査を行う。

近年、猟銃所持者の高齢化が進んでおり、中には認知症が疑われるような事案も報告されている。

事例 78歳の猟銃所持者が、実包2発を装てんした猟銃1丁を自動車の屋根に載せたまま発進し、途中路上に落下させて亡失した。

事例 75歳の猟銃所持者が、猟銃を車両の屋根の上に乗せたのを失念し、車両を発進させたことから落下させて遺失し、通行人が発見するまでの間、その場に放置された。

事例 82歳の猟銃所持者が、狩猟中、猟犬が行方不明になったことから猟銃を堤防付近の空き地に置いたままその場を離れ猟犬を探した後家に帰宅したときに猟銃を置き忘れていたことに気付いたが、通行人から通報を受けた警察に領置されていた。

一般に、認知症の有病率は加齢に伴い上昇するが、年齢が75歳を超えると急激に有病率が高まるとされていることから⁸、当該年齢を一応の目安として、一定年齢以上の者については何らかの方法で認知機能に関する検査を受けさせることが、猟銃の危険性とそれに伴う所持者の責任という観点からも、望ましい。

現行制度においては、申請時に添付することを求められる医師の診断書について、「自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気」及び「介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症」を診断対象とすることが定められているから（規則別表第1備考2）、制度上は、認知症についても何らかの診断が行われる仕組みになっている。しかし実際には、すでに検討したとおり、専門医以外の医師による診断書がほとんどであるため、認知症に関する有効な検査は行われていない状況にある。

この点については、警察庁において専門医の学会等と連携して認知症に関する有効な検査方法を開発し、それを専門医等に広く普及させるとともに、専門医の診断を可能な限り促進していくことにより、当該検査方法に基づく診断を受ける者を拡大させていくことが今後の方向性として考えられる。

ただし、この方法による場合は、制度的な担保がないため、必ずしも全員が当該検査方法による検査を受けるとは限らない点に限界がある。

これに関し、道路交通法では一定年齢以上の免許更新者に対して認知機能検査を受けることを義務付けているが、そのような方法を採用すれば、全員が有効な検査を受けることが担保されることになる。

⁸ 厚生労働省・認知症予防支援についての研究班「認知症予防・支援マニュアル」（平成17年12月）

どのような方法によって認知機能に関する検査を受けさせることが望ましいかについては、今後、多角的な検討を行うべきである。

なお、委員から、高齢者については、許可証の返納奨励をより一層推進することも考えられるのではないかとの指摘があった。

また、高齢者については更新期間を短縮することができないかとの指摘もあった。

なお、別の委員からは、一定年齢以上の所持を一律禁止することも考えられるのではないかとの指摘がなされたが、これに対しては、高齢者の能力には個人差が大きいことから、年齢によって一律の規制を加えることは不適當ではないかとの意見があった。

許可の年齢による制限については、委員の間でも意見が分かれた点であることから、今後、事故実態等をみながら、多角的かつ慎重な検討を行うべきテーマである。

論点 17

調査を行う間の危険を防止するため、必要があるときは一時的に猟銃等を預かることができるようにすることについて検討する。

現行法上、許可の取消事由が発生した場合には、当該許可に係る銃砲刀剣類の提出を命じて仮領置することができるが、取消事由に該当するおそれのある場合においてその有無を調査している期間については、仮領置をすることができない。

銃刀法第 11 条

1 都道府県公安委員会は、第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消すことができる。

一～四 (略)

2～5 (略)

6 都道府県公安委員会は、第 1 項各号のいずれか又は第 2 項から第 4 項までの事由が発生した場合において、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第 27 条第 1 項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受けている者(略)に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

7 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けていた者(略)に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置するものとする。

8～10 (略)

しかし、取消事由に該当するおそれがある以上、国民の安心安全という観点から考えれば、調査をしている間であっても、銃を仮に取り上げるべき場合があるのではないかと。

また、調査を開始してから取消処分が行われるまでに数ヶ月を要した事例があるなど、欠格事由に関する十分な調査を行うためには長期間を要する場合があるが、その結果が出るまでの間、近隣住民等の関係者が不安のままに放置されることは問題である。

したがって、取消事由が発生したと認定できる前の段階であっても、一定の場合には、必要に応じて、一定の期間、銃砲刀剣類の提出を命じて仮領置することができるようにすべきである。

論点 18

国民から銃砲に関する情報提供、申出、相談等がなされた場合の対応の実効性を向上させるための法令の整備等についても検討する。

現行銃刀法では、銃砲所持許可者等に関し国民からの申出等がなされた場合における警察の対応については、特段の手續等は整備されていない。

地域住民は、日常生活を通じて銃砲所持者に係る危険を感じることもあるが、そうした場合に執るべき措置が必ずしも明らかになっていないことが、国民の不安感の一要因になっているのではないかと。そうした不安感に対処するためには、国民から都道府県公安委員会に対して申出を行うことができ、その申出に対しては警察が適切な措置を執るという信頼を醸成することが適当である。

したがって、都道府県公安委員会が住民からの申出を受け止め、適切に措置できるための制度を整備することが適当である。

これに関連して、猟銃所持者やその周囲の者等には、申出者が誰であるのか分からないようにするなど、申出者の保護については最大限配慮すべきである。

また、委員から、現に銃砲を所持している者のみならず、所持しようとしている者についての情報も受け付けるべきではないかとの指摘がなされた。

これから所持しようとする者についても不適格者である場合の危険性は同じであるから、都道府県公安委員会は、それに対しても誠実に対応するように配慮すべきである。

第3 猟銃及び実包の保管管理・猟銃による事故等防止について

1 猟銃及び実包の保管管理

猟銃の保管（論点 19）

所持許可の際に所定の保管設備を有していることを確認しなければ許可をしてはならないこととするとともに、保管設備の基準の在り方について再検討すべき。

実包の保管（論点 20）

不要な実包はできる限り保管させないようにするための方策を検討することが適当。

実包の購入、消費等（論点 20）

帳簿に記載するなどして継続的に把握できるようにすることが適当。

猟銃用火薬類等の無許可譲受制度（論点 21）

実包について帳簿に記載するなどして継続的に把握する仕組みが実現すれば、それにより無許可で譲り受けた実包も含めて状況把握ができることから、同制度を存続すべきかについては、制度全体としての観点から、引き続き検討すべき。

2 事件事故等の防止

（1）法定講習会の拡充（論点 22）

講習の内容の充実

一方的な講義形式ではなく、ケーススタディによる参加型の講習を取り入れるなど、充実改善を図っていくことが適当。

ベテランや高齢者

その特性に応じた特別な講習を行うことも検討することが適当。

許可の更新を受けようとする者

3年に1度、指定射撃場において射撃技能に関するチェックを受けなければならないとすることが適当。

（2）射撃練習の促進（論点 23）

狩猟の前に、射撃場において射撃の基本の練習を行うことを促進するための措置を講ずることが適当。

（3）「猟銃安全指導委員」（仮称）（論点 24）

それぞれの地域において猟銃所持者のコミュニティが健全に活動できるようにすることが適当。

（4）罰則の強化（論点 25）

発射制限違反の法定刑が引き上げられたばかりであること等から、罰則強化は見送ることが適当。

論点 19

保管の設備及び方法の基準を厳格にすることについて検討する。

現行法上、銃砲を所持する者は自宅にロッカー等堅固な構造を有する設備を備えて保管することとされているが、そのような設備は許可を受けた後銃砲を所持するまでの間に備えればよいこととされていることから、許可申請時にロッカーの有無等を確認する手続がない。

銃刀法第 10 条の 4

- 1 第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者は、次条又は第 10 条の 8 の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲を自ら保管しなければならない。
- 2 前項の規定による銃砲の保管は、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならない。ただし、狩猟のため内閣府令で定める基準に適合する保管設備がない場所に宿泊する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する設備に銃砲を保管するにあつては、当該設備に、保管に係る銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならない。

第 10 条の 6

- 1 都道府県公安委員会は、前 2 条の規定により銃砲を保管する者に対し、これらの規定による銃砲の保管の状況について必要な報告を求めることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、第 10 条の 4 第 1 項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上その保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃の保管場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 ~ 6 (略)

ちなみに、現行制度における保管設備の基準は次のとおりである。

保管の設備の基準（規則 11 条の 35 第 1 号）

- ・ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。
- ・ 確実に施錠できる錠を備えていること。
- ・ 管理上支障のない場所にあること。
- ・ 容易に持ち運びができないこと。

保管の方法の基準（同条 2 号）

- ・ 銃砲を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
- ・ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

本来であれば、同基準に従った保管設備をすべての猟銃所持者が備えているはずであるが、すべての猟銃所持者が本当に保管設備を備えているかについては疑わしい点がある。実際にも、必要な保管設備を備えないまま猟銃を所持していた事例が報告されているが、そうした状況が生じている一因として、許可申請の際に、ロッカーの有無等を確認する手続きが欠けているという問題がある。

他方、こうした保管設備を備えていても、猟銃の盗難事故は珍しくない。

盗難事故の件数

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
件 数	12	10	4	5	5
丁 数	16	17	4	8	6

警察庁調査による。

事例 猟銃所持者が、壁に固定するなど容易に持ち運びができないようにするための措置が執られていないガンロッカーに、施錠の上、猟銃を保管していたところ、ガンロッカーごと窃取された。

事例 猟銃 15 丁を所持していた歯科医師宅に中国人グループが押し入り、猟銃 7 丁が強奪された。

事例 猟銃を盗んで農家に押し入り、現金を強奪した後、女子専門学校生等を拉致監禁した。

上記の検討を踏まえると、所持許可の際に所定の保管設備を有していることを確認しなければ許可をしてはならないこととするとともに、保管設備の基準の在り方について再検討すべきである。

論点 20

不要な実包を貯蔵させないための対策を講ずることを検討する。

実包の消費及び貯蔵について所定の様式に記録させること等により使用の実績を把握するための対策を講ずることを検討する。

猟銃の危険性を排除するためには、実包についても所要の規制を行うことが求められるが、現行法における規制は次のようになっている。

実包の譲受及び消費

原則として都道府県公安委員会の許可が必要だが（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「火取法」という。）第 50 条の 2、第 17 条、第 25 条）、一定数量以下の譲受及び消費は無許可で行うことができる場合がある。

- ・ 譲受（狩猟又は有害鳥獣駆除目的） 一 猟期当たり実包 300 個以下
- ・ 消費（狩猟又は有害鳥獣駆除目的） 一 日当たり実包又は空砲合計 100 個以下
- ・ 消費（射的練習目的） 一 日当たり実包又は空砲合計 400 個以下

実包の保管

原則として所定の基準を満たす火薬庫に貯蔵しなければならないが、猟銃の実包及び空砲については、800 個以下であれば、火薬庫以外の「堅固な設備」に収納し施錠して貯蔵することができる（火薬類取締法施行規則第 16 条第 5 号）。

譲受・消費・保管等の記録

現行法上、記録を義務付ける制度はない。

実際には、多くの実包はいわゆる無許可譲受や無許可消費の対象となっているため、その消費や購入の実態について警察が統一的に把握することができない。

また、銃と同様に実包についても盗難事故が発生しているほか、違法な貯蔵が安易に行われているのではないかと危惧される事例が報告されている。

事例 猟銃所持者が、留守中に空き巣に入られ、ガンロッカーをこじ開けられて猟銃が盗まれたとともに、別の場所にあった装弾ロッカーもこじ開けられて猟銃用実包も盗まれた。

事例 一斉検査時の面接において、実包の保管状況について確認したところ、猟銃所持者が、833 個の猟銃用実包を保管していることが判明した。

事例 立入検査の結果、猟銃所持者が、1,773 個の猟銃用実包を保管していることが判明した。

論点 21

火薬の無許可譲受制度を継続すべきか。

現行法上、火薬類を購入するためには、火取法による許可を受けることが原則であるが、狩猟用の猟銃の実包については、例外的に、散弾銃用については 300 個、ライフル銃用については 50 個以下であれば、都道府県公安委員会の許可を受けずに購入することができることとされている（いわゆる無許可譲受制度）。

火取法第 17 条第 1 項

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

一・二 （略）

三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（許可を受けた者が同条第 8 項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従業者証の交付を受けた者）であって装薬銃を使用するもの又は同法第 55 条第 1 項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。

四～六 （略）

第 50 条の 2

（猟銃用火薬類等については「経済産業省令」を「内閣府令」に読み替え）

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 4 条

法第 17 条第 1 項第 3 号の規定による無許可で譲り受けすることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可（許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証）の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計 600 グラム以下、銃用雷管 300 個（このうちライフル銃用雷管については 50 個）以下又は実包 300 個（このうちライフル銃用実包については 50 個）以下とする。

猟銃所持者の多くは、この制度により無許可譲受の範囲内で実包を購入しているが、その場合、警察が関与しないので、実包の購入・保管等の状況を把握することが困難になっていることは問題である。

しかし、実包については帳簿に記載するなどして継続的に把握する仕組みが実現すれば、それにより状況把握の必要性は充足できることになるので、無許可譲受制度を継続すべきかについては、制度全体としての観点から、引き続き検討すべきである。

論点 22

猟銃所持者の遵法意識の向上を図るための講習会の内容の充実を図る。

ベテランや高齢者に対する特別な講習を行うことを検討する。

現行法上、次の基準による講習会が制度化されている。

講習時間の基準（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の8第3項）

- ・既に猟銃を所持している者に対する講習
法令 1時間以上2時間以内
猟銃等の取扱い 30分以上1時間以内
- ・これから猟銃を所持しようとする者に対する講習
法令 2時間以上3時間以内
猟銃等の取扱い 1時間以上2時間以内

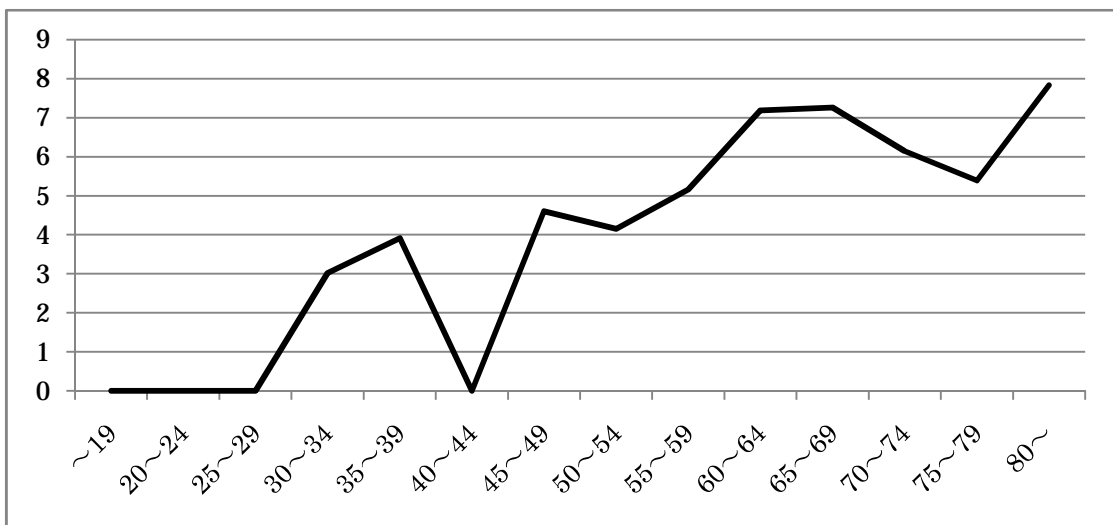
しかしながら、依然として、猟銃の基本的な取扱いの過誤に起因する事故等が後を絶たない。なかでも猟銃の所持経験が長いベテランや高齢者の事故が目立っている。

講習の在り方は事故防止を図る上で重要であるから、その内容については、一方的な講義形式ではなく、ケーススタディによる参加型の講習を取り入れるなど、充実改善を図っていくことが必要である。

また、ベテランや高齢者については、その特性に応じた特別な講習を行うことも検討すべきではないか。

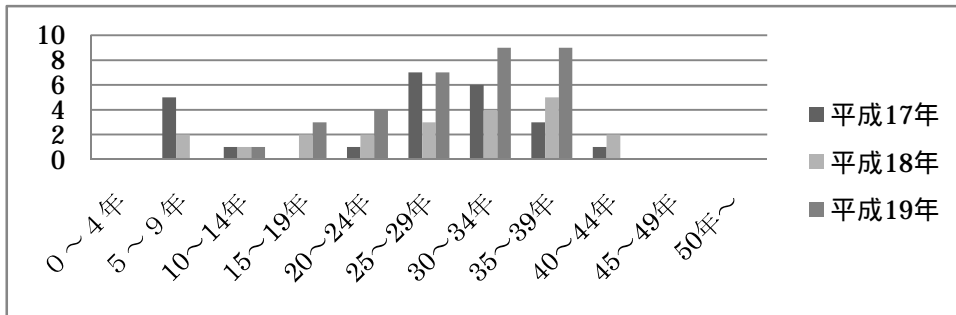
特に、許可の更新を受けようとする者は、3年に1度、指定射撃場において、射撃技能に関するチェックを受けなければならないとすることが適当である。

所持者1万人当たりの年齢別事故発生件数（平成17～19年合計）



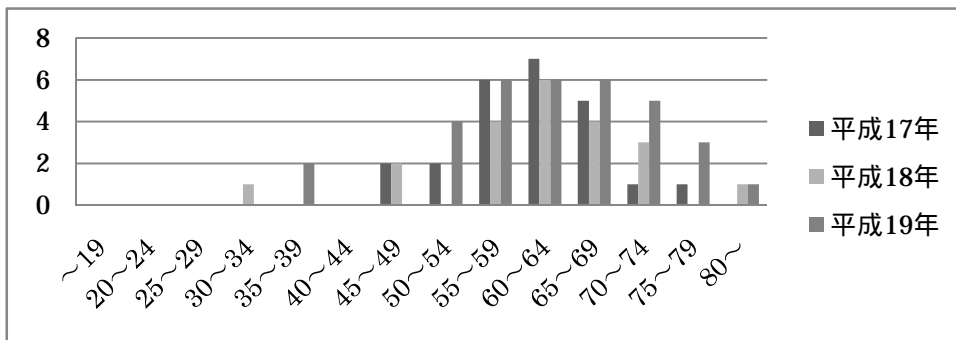
警察庁調査による（年齢別所持者数については、平成17年及び平成18年に係る算定も含め、平成19年末時点の暫定値（警視庁、福井県等が未集計のもの）を使用している。）。

経験年数別の事故発生件数



警察庁調査による。

年齢別の事故発生件数



警察庁調査による。

論点 23

定期的な射撃練習を促進する。

現行法上は、技能の維持向上に関する努力義務はあるものの、猟銃に関する事故は減少していない。その内容を見ると、ほとんどは狩猟の際に発生し、猟銃の基本的な取扱いの過誤に起因する事故が多くを占めている。そうした事故を減少させるためには、座学の講習だけでなく、実際の場面において第三者の指導を受けることが効果的であると思われる。

銃刀法第 10 条の 2

第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。

猟銃使用事故の発生率（所持人口 10 万人当たり）

	平成 2 年	平成 18 年
事故発生率	13.6 件	14.0 件

警察庁調査による。

平成 17 年から 19 年までに発生した猟銃使用事故の内容

実包の不法な装てん等による暴発	36 件（43%）
矢先の安全不確認	26 件（31%）
誤認発射	7 件（8%）
跳弾	6 件（7%）

警察庁調査による。

- 事例 猟銃所持者が、狩猟中に、実包を装てん中の散弾銃を暴発させ、自己の足に当たり負傷した。
- 事例 猟銃所持者が、狩猟中に、実包を抜こうとして猟銃を持ち上げようとしたところ、用心がねの中に指を入れたままであったことから、引き金を引いてしまい、自己の足に当たり負傷した。
- 事例 猟銃所持者が、猿の有害鳥獣駆除に従事中、ガサッと音がしたので猿だと思い、これを確認することなく発射したところ、被害者の頭部等に当たり死亡させた。
- 事例 猟銃所持者が、標的射撃後に、残った実包を猟銃から抜き取る際、身体のバランスを崩して引き金を引き、暴発させて周囲にいた者を負傷させた。
- 事例 猟銃所持者が、山中で単独で狩猟中、近くでガサガサと音がしたのでイノシダだと思い、確認せずに 1 発発射したところ、休憩中の登山者の左肘に当たり負傷させた。
- 事例 猟銃所持者が、共猟者とともに川を挟んでカモ猟中、川面にいるカモに向けて 2 発発射したところ、2 発目が対岸 50 メートル先にいた共猟者の顔面に当たり負傷させた。

したがって、猟銃所持者が、狩猟の前に、射撃場において射撃の基本の練習を行うことを促進するための措置を講じることが適当である。

なお、その場合に射撃練習を行う環境としては、指定射撃場等が想定される。施設の性質上、都市部には少ない等の問題はあるものの、全国的に十分な数は存在しており、射撃指導員も置かれていることから、必要な環境は一応整っていると考えられる。

射撃場の数

(箇所)

指定射撃場の指定数 (猟銃に係るもの)		教習射撃場の指定数 (猟銃に係るもの)			練習射撃場の指定数 (猟銃に係るもの)			
散弾銃 射撃場	ライフル 射撃場	散弾銃 射撃場	ライフル 射撃場		散弾銃 射撃場	ライフル 射撃場		
423	290	133	264	191	73	84	64	20

警察庁調査による(平成20年4月1日現在)・

射撃指導員の数

(人)

射撃指導員(猟銃に係るもの)		
	教習射撃指導員	練習射撃指導員
2,187	696	189

警察庁調査による(平成20年4月1日現在)。

教習射撃指導員と練習射撃指導員はそれぞれの指定を受けた者の数であり、重複があり得る。

論点 24

長年にわたって猟銃所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者等が、それぞれの地域において指導助言を行うことができるような環境を整備し、その活動と銃砲行政が効果的に連携するための措置を検討する。

現行法上、地域における猟銃所持者の活動を位置付ける制度はない。

しかし、それぞれの地域で指導的立場にある猟銃所持者を中心に、猟銃所持者同士がお互いに顔の見える関係の中で安全意識や射撃技能の向上等を図っていくことが重要である。

したがって、「猟銃安全指導委員」といった制度を設け、それぞれの地域において猟銃所持者のコミュニティが健全に活動できるようにすることを検討すべきである。

この点については、こうした制度の受け手になっていただける方々はあるのかとの疑問があるが、委員から、猟友会等のリーダーのような方々が、地域における良き指導者になってくれれば、大きな効果があるのではないかとの意見があった。

なお、現在、一部の都県には銃砲所持者による自主保安活動を推進するため、銃砲保安（安全）協会が設置されており、一定の役割を果たしている。

また、猟銃所持者でない地域の住民との関係についても、何らかの役割を期待できるのではないかとの意見もあった。

この制度については、実際にどのような人に委嘱し、どのような活動をしていただくかという運用面が重要であるから、上記意見を踏まえ、その成果が上がるように十分な検討を行うべきである。

なお、地域において求められる活動の例としては、次のようなものが考えられる。

猟銃所持者に対する助言及び指導その他の援助

猟銃の操作や保管の方法等の必要な指導及び助言、狩猟期における巡回、適正な猟銃取扱い、射撃技術の向上に資するための実地指導等、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のために必要な助言及び指導等

広報及び啓発

猟銃所持者のマナー向上に資する啓発活動、射撃技能の維持向上及び事故防止のための啓発活動、ハンターマップの作成等、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のための事項についての広報及び啓発等

都道府県公安委員会が行う活動への協力

銃砲一斉検査の補助業務、狩猟期における合同パトロール、都道府県公安委員会が行う猟銃の所持・使用等に関する危害予防のための活動への協力等

講習会の開催に関する事務

猟銃の取扱いに関する講習の講師等

地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力

銃砲関係団体との連絡調整、残弾処理のための射撃大会の開催等、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力

その他の事務

猟銃の所持、使用等に関する危害予防に係る事項に関し、猟銃所持者やその親族、近隣住民等からの相談に応じ、助言及び指導その他の援助を行うなど、猟銃の所持、使用等に関する危害予防のための活動

論点 25

罰則の強化

現行法上、けん銃を特定の場所に向かって発射した場合等には銃刀法第3条の13、第31条により発射罪として無期又は3年以上の懲役に処せられることとなっているが⁹、猟銃についても、けん銃等と同様発射罪の対象とすることも考えられる。

これについては、委員から、罰則を上げただけでは実効性はないのではないかと、発射罪の法定刑が重いのは、実態としてけん銃を（不法）所持している者のほとんどが暴力団等の犯罪組織の構成員であるからではないかと、猟銃の発射制限違反（第10条第1項）の法定刑は平成19年に引き上げられたばかりであることも考慮すべきではないか等の意見が出された。

なお、平成19年の改正概要は次のとおりで、猟銃（許可銃砲）については、発射制限違反の罰則が、長期2年・罰金30万円から長期5年・100万円へ引き上げられている。

法定刑	改正前	改正後
1年以上10年以下の懲役	・けん銃等不法所持	・けん銃等不法所持
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	・猟銃不法所持	・猟銃不法所持 ・許可けん銃等・猟銃の発射制限違反
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	・銃砲刀剣類（けん銃等・猟銃除く）不法所持	・銃砲刀剣類（けん銃等・猟銃除く）不法所持 ・許可銃砲（けん銃等・猟銃除く）の発射制限違反
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	・許可銃砲の発射制限違反 ・銃砲刀剣類の携帯運搬制限違反	・銃砲刀剣類の携帯運搬制限違反 ・刀物の携帯禁止違反
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	・刀物の携帯禁止違反	

以上の指摘を踏まえ、今回改正においては、罰則強化は見送ることが適当である。

⁹ けん銃等を特定の場所に向かって発射した場合等には、発射罪（銃刀法第3条の13、第31条第1項）が適用され、無期又は3年以上の懲役に処せられることがある。また、発射行為が組織的に行われたとき等には加重され、無期又は5年以上の懲役及び3,000万円以下の罰金に処せられることがある。

銃刀法第 10 条

1 (略)

2 第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

一 第 4 条第 1 項第 1 号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。

二 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第 4 号若しくは第 6 条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合

三 第 4 条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者（前 2 号に規定する者を除く。）が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合

3～5 (略)

第 31 条の 11

次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第 10 条第 2 項（第 21 条において準用する場合を含む。）の規定に違反してけん銃等又は猟銃を発射した者

銃刀法第 3 条の 13

何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所（銃砲で射撃を行う施設（以下「射撃場」という。）であつて内閣府令で定めるものを除く。）若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。

第 31 条

1 第 3 条の 13 の規定に違反した者は、無期又は 3 年以上の有期懲役に処する。

2・3 (略)

第4 ナイフ規制の在り方について

論点 26

ナイフ規制の在り方について。

現行銃刀法は、刃物を大きく2つに分けて、刃渡り15センチメートル以上の刀や剣等を刀剣類とし、その所持を禁止する一方で（銃刀法第2条第2項、第3条第1項）、その他の刃物については正当な理由なしに携帯することを禁止するにとどめている（銃刀法第22条）。これは、日常生活への影響を考慮したものである。

銃刀法第2条

1（略）

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡り15センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

第3条

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

一～十三（略）

2～4（略）

第22条

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが8センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

ところで、本年6月8日に東京都千代田区で発生した無差別殺人事件で使用されたダガーナイフは、剣の形状をしているものの、刃渡りが15センチメートルに満たないものであり、現行銃刀法の規定に照らせば、同ナイフは、刀剣類に該当しないことから、誰でも容易に入手することが可能であった。

刃物には、一般に、社会的に有用に使われている実態があるが、少なくともダガーナイフに代表されるような両刃の刃物については、本来的に突き刺すためのものであって殺傷に適している危険性が高い一方、道具としての有用性が希薄であることから、凶悪犯罪に使用されることを未然に防ぐためにも、所持を禁止すべきである。

他方、片刃の刃物については、社会的有用性のあるものとなないものとの識別が困難なことから、その所持を禁止することについては慎重に検討すべきである。

第5 その他

なお、当懇談会の各委員に対し、「『オリンピックでメダルを獲得するための』銃砲関連団体協議会」から、スポーツ振興の観点に立って以下のような要望が提出された。

1 銃砲使用年齢の引下げ

ジュニア選手の育成のために、散弾銃、ライフル銃等が保護者の管理下にあること等の条件を付して14歳以上の選手が銃砲や装弾を使用できるよう、現行の銃刀法や火薬類取締法（以下火取法という）における年齢制限の緩和について、法的措置を講じるよう要望されている。

2 教習銃制度の導入

散弾銃、ライフル銃については、安全に関する講習を受けた射撃部の高校生、大学生等の選手に指導者の所持する射撃場管理銃砲を鎖等で固定し、使用させることができるような教習銃制度の導入が要望されている。

また、これと関連して、銃砲を自ら所持せずに、射場管理銃砲等を利用した射撃練習を行うことを可能にするため、現行の所持許可とは別の制度として新たに「使用許可」という制度を設け、学校や親権者が管理する銃砲を使用したジュニア選手の育成を図りたいとの要望も出されている。

3 空気けん銃の所持許可の変更について

現行制度上、国家公安委員会規則によって、空気けん銃の所持許可に必要な団体の推薦の上限が500人となっているが、これを緩和するよう要望されている。

4 日本における国際競技会開催時の問題点

国内でワールドカップ等の国際競技会を開催しようとした場合、現在の銃刀法等の規制により、国際競技ルールに適合できない事象が生じているので、競技規則に適應できるように法的措置を講じることが要望されている。

これらの要望について議論することは、当懇談会の本来の目的ではないが、銃砲規制厳格化の方向性に反しない限りにおいて検討すべきものと考ええる。

例えば、現在でも既に14歳以上の者による空気銃の所持が認められる場合があるが、そのような場合に、中学生・高校生が自ら銃を購入しなくても指導者の銃を使用できることとすれば、中学生・高校生が自宅に銃を保管し、銃を携帯して通学等をするような状況を避けることができ、安全性の観点から望ましいので、学校教育における射撃スポーツの指導に限定して、指導者が管理する銃を一定の厳格な要件下で所持（使用）させる制度について検討してもよいのではないかと考える。

他方、火薬を用いるライフル銃及び散弾銃については、空気銃に比較してその危険性が格段に大きいことにかんがみ、年齢の引下げを行うべきではなく、空気銃についても、現行法において既に団体の推薦を得た14歳以上の者が所持許可を受けることが認められており、これ以上の年齢引下げは、銃砲の危険性にかんがみ、行うべきではない。

なお、現段階においては、銃砲スポーツ振興の観点から銃砲規制を緩和することについての国民的合意が形成されているとは思われず、今後更に議論が深められるべきものと考ええる。

おわりに

以上、銃砲規制等の在り方について、当懇談会の議論を紹介するとともに、規制の方向性について若干の提言を行った。

厳格な銃砲規制は、我が国の治安を根底から支えるものであり、銃砲の社会的有用性に配慮しつつ、さらに厳格な銃砲規制を行っていくことが我が国の治安を確保することにつながっていくことと考える。

また、刃物については、その社会的有用性に十分配慮しつつ、殺傷能力が高く、かつ、社会的有用性が希薄なものについて厳格な規制を行っていくことが国民の安全安心を守るためには必要であると考えます。

懇談会としては、この提言が、適切な銃砲行政の推進、ひいては我が国の治安の確保の一助となることを願うものである。

別紙1 委員名簿

座長	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
委員 (順不同)	加毛 修	弁護士・銀座総合法律事務所
	五代 利矢子	評論家
	新谷 珠恵	(社)東京都小学校PTA協議会会長
	田中 開	法政大学大学院法務研究科教授
	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
	山上 皓	東京医科歯科大学名誉教授

(庁内出席者)

片桐 裕	警察庁生活安全局長
井上 美昭	警察庁長官官房審議官(生活安全局担当)
辻 義之	警察庁生活安全局生活環境課長
島根 悟	警察庁長官官房参事官(企画担当)

別紙2 懇談会における検討経緯

平成20年5月12日 第1回懇談会

- (1) 基本的な考え方等について意見交換

平成20年6月18日 第2回懇談会

- (1) 銃砲関係団体ヒアリング
- (2) ストップガンキャラバン隊砂田代表ヒアリング
- (3) 猟銃の社会的有用性と規制の在り方について意見交換

平成20年6月25日 第3回懇談会

- (1) 許可の要件と審査の在り方について議論
- (2) 不適格者の発見と排除について議論
- (3) 猟銃及び実包の保管管理・猟銃による事故等防止について議論

平成20年7月3日 第4回懇談会

- (1) 前回議論できなかった論点について議論
- (2) ナイフの規制について議論
- (3) 懇談会意見書素案について議論

平成20年7月10日 第5回懇談会

- (1) 意見書のとりまとめについて議論